

金融再生法開示債権（単体）

東京あおば農業協同組合
平成30年3月31日現在

（単位：百万円）

債権区分	平成29年3月末	平成30年3月末	増減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	1,625	1,582	▲ 43
危険債権	1,204	1,200	▲ 4
要管理債権	-	-	-
正常債権	148,254	148,960	▲ 706
合 計	151,084	149,742	▲ 1,342

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的債権等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権
経営破綻の状態にはないが、財政状況の悪化等により元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権
3か月以上延滞貸出債権及び貸出条件緩和貸出債権をいいます。
- ④ 正常債権
上記以外に区分される債権をいいます。